

令和 5 年度 答申第 1 号

(令和 5 年 5 月 1 2 日)

宝塚市行政不服審査会

答 申 第 2 号
令和5年5月12日
(2023年)

宝塚市長 山崎 晴恵 様

宝塚市行政不服審査会
会長 曾 和 俊 文

国民健康保険税に係る減免申請への不作為及び差押処分に対する審査請求に係る裁決について（答申）

令和5年（2023年）1月23日付け宝塚市諮問第2号で諮問のあった国民健康保険税に係る減免申請への不作為及び差押処分に対する審査請求に係る裁決について、当審査会は、慎重に審査した結果、別添のとおり答申します。

別添において、審査請求をした[]を「審査請求人」と言います。また、宝塚市長を「処分庁」又は「審査庁」と呼びます。

第1 審査会の判断

平成30年度の国民健康保険税に係る減免申請に対する不作為及び令和3年7月6日付け差押処分についての本件審査請求は、却下するのが相当である。

第2 関係法令の定め

本件各処分に関係する法律等の規定は以下のとおりである。

1 国民健康保険税について

地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の4第1項は、次のように定めている。

「国民健康保険を行う市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合には、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村）は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者（以下この節において「被保険者」という。）である世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）に対し、国民健康保険税を課することができる。

一～三 （略）」

宝塚市においては、宝塚市国民健康保険税条例（昭和34年条例第28号）が定められ、国民健康保険税の課税に関する事項が定められている。

2 国民健康保険税の減免申請に係る法令等の規定

地方税法第717条本文は、次のように定めている。

「地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において水利地益税等の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該水利地益税等を減免することができる。」

（※「水利地益税等」とは、同法第706条によれば、水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税を指す。以下同じ。）

宝塚市国民健康保険税条例第12条第1項は、次のように定めている。

「市長は、被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められるものに対し、その申請に基づき、国民健康保険税を減免することができる。

(1) 災害等によって生活が著しく困難となった者

(2) 世帯主又はこれに準ずる者の重度の障害（がい）若しくは死亡により生活が著しく困難となった者

(3) 前2号に掲げる事由に類する事由により生活が著しく困難となった者」

そして、宝塚市国民健康保険規則第33条第1項は、次のように定めている。

「 税条例第12条の規定により、国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに、国民健康保険税減免申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。」

3 国民健康保険税の時効にかかる法令等の規定

地方税法第18条第1項は、次のように定めている。

「 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(以下この款において「地方税の徴収権」という。)は、法定納期限(次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日)の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

一～三 (略) 」

4 国民健康保険税が滞納された場合の差押えに関する規定

地方税法第728条第1項は、次のように定めている。

「 水利地益税等に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の徴税吏員は、当該水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。」

そして、同条第7項は、次のように定めている。

「 前各項に定めるものその他水利地益税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」

国税徴収法(昭和34年法第147号)第62条は、次のように定めている。

「第六十二条 債権(電子記録債権法第二条第一項(定義)に規定する電子記録債権(次条において「電子記録債権」という。)を除く。以下この条において同じ。)の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。

- 2 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁じなければならない。
- 3 第一項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。
- 4 税務署長は、債権でその移転につき登録を要するものを差し押えたときは、差押の登録を関係機関に囑託しなければならない。」

また、同法第76条第1項は、次のように定めている。

「給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権(以下「給料等」という。)については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

一～五 (略)」

また、同法第77条第1項は、次のように定めている。

「社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付(確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第三十八条第一項(老齢給付金の支給方法)の規定に基づいて支給される年金、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第三十五条第一項(老齢給付金の支給方法)(同法第七十三条(企業型年金に係る規定の準用)において準用する場合を含む。))の規定に基づいて支給される年金その他政令で定める退職年金を含む。)に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付(確定給付企業年金法第三十八条第二項の規定に基づいて支給される一時金及び同法第四十二条(脱退一時金の支給方法)の規定に基づいて支給される脱退一時金、確定拠出年金法第三十五条第二項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))の規定に基づいて支給される一時金その他政令で定める退職一時金を含む。)に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。」

第3 審査請求に至る経緯及び基礎事実

- 1 審査請求人は、別紙のとおり、平成30年度第4期から第8期までの国民健康保険税(合計40,000円。以下「本件滞納税」という。)をそれぞれの納期限までに納税せず、滞納していた。
- 2 処分庁は、本件滞納税及びその延滞金について、別紙「督促発送日」に記載の日それぞれ督促状を発送して督促を行ったが、その後も審査請求人はこれを納付しなかった。
- 3 処分庁は、令和3年7月5日午後0時07分、本件滞納税と、それに対する延滞金及び督促料(それぞれの金額は別表記載のとおりである。)を徴収するため、滞納処分として、 銀行 支店の審査請求人名義の普通預金口座(口座番号)に係る払戻請求権(預金残高36,150円。以下「本件預金債権」という。)を滞納額に満つるまでの範囲で差し押さえる旨の債権差押通知書を同支店に送達して、これを差し押さえた(以下「本件差押処分」という。)
- 4 処分庁は、令和3年7月9日、審査請求人からの連絡を受けて納税相談を行った結

果、差し押さえた 36,150 円のうち 30,000 円を解除し、残る 6,150 円について取立てを行うこと、また、残る滞納額については同年 8 月から毎月 3,000 円の分割納付を行うことについて審査請求人と合意した。

- 5 処分庁は、本件差押処分につき、令和 3 年 7 月 9 日付けで ████████ 銀行 ████████ 支店に対して取立通知書を送付し、6,150 円の取立てを行った。
- 6 審査請求人は令和 3 年 7 月 19 日、本件差押処分について不服があるとして審査請求を行った。また、審査請求人は併せて、平成 30 年度国民健康保険税の減免申請について処分庁の不作为があるとして審査請求を行った。
- 7 処分庁は、審査請求人からの分割納付が不履行となったことや、預貯金調査の結果及び審査請求人から聞き取った生活状況等を考慮し、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号に該当するとして、令和 3 年 9 月 7 日付けで滞納処分の執行停止を行った。

第 4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件不作为についての違法性の確認と、差押処分の取消しを求めている。

(1) 平成30年度国民健康保険税の減免申請に対する不作为について

審査請求人は、平成30年度国民健康保険税について、平成30年1月24日に免除申請を行ったにもかかわらず、処分庁は故意または過失によって免除を失念している。

(2) 本件差押処分について

ア 国民健康保険税の消滅時効は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第110条第1項または健康保険法（大正11年法律第70号）第193条により2年とされているから、前記滞納市税については、本件差押処分の時点で時効により消滅していた。

イ 本件差押処分により、審査請求人の銀行口座にあった全財産が全額差し押さえられたことにより、審査請求人の人権が侵害された。よって本件差押処分は憲法（昭和21年憲法）第13条、第25条、第29条、第11条、第12条及び第14条、または民法（明治29年法律第89号）第90条に反する。

ウ 前橋地方裁判所平成30年1月31日判決（判例時報438号39頁）の判旨等に照らすと、本件差押処分は、国税徴収法第76条及び第77条に反する違法な差押処分である。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の却下ないし棄却を求めている。

(1) 平成 30 年度国民健康保険税の減免申請に対する不作为について

宝塚市国民健康保険税の減免申請を行なうには、宝塚市国民健康保険税条例第 12 条及び宝塚市国民健康保険規則第 33 条の定めるところにより書類の提出をする必要があるが、審査請求人からそのような書類は提出されていない。

よって、減免申請の事実が認められないから本件審査請求は不適法である。

(2) 本件差押処分について

ア 宝塚市の国民健康保険税の消滅時効は、地方税法第18条第1項により5年であるから、本件差押処分の時点で時効は完成していない。

イ 処分庁は、地方税法第728条第7項により準用される国税徴収法第47条及び第62条の規定に基づいて本件差押え処分を行ったものであり、適法である。また、審査請求人の保有する複数の預金口座のうちの一つを差し押さえることが直ちに審査請求人の生活の困窮に直結するとは考えられない。よって本件差押処分は憲法第25条に違反しない。

ウ 本件差押えに係る預金口座には、令和3年4月1日から同年7月5日までの間、給料等が振り込まれた実績はなく、前橋地方裁判所平成30年1月31日判決（判例時報438号39頁）の判旨に照らしても違法なものではない。

第5 審理員意見書の要旨

1 結論

平成30年度国民健康保険税の減免申請に対する不作為についての審査請求は、却下されるべきである。また、本件差押処分について違法又は不当な点は認められないから、本件処分に対する審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

(1) 平成30年度国民健康保険税の減免申請に対する不作為について

行政庁の不作為についての審査請求（行政不服審査法3条）は、処分に対して諾否の応答を求める法令上の権利（申請権）を有する者がその権利を行使し、申請権が行使されてから相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合にすることができる。したがって、法令に基づく申請権が審査請求人に認められており、審査請求人がこれを行行使したことが、審査請求の形式的要件である。

本件についてみるに、宝塚市国民健康保険税条例12条により、平成30年度国民健康保険税について、審査請求人には減免申請の権利が認められていた。

しかしながら、宝塚市国民健康保険規則33条1項によれば国民健康保険税の減免を受けようとする者は所定の書面を市長宛に提出すべきものとされているところ、処分庁によれば審査請求人が平成30年度国民健康保険税についてそのような書面を提出した事実は確認できないとしている。また、審査請求人は平成30年1月24日に宝塚市役所に自ら出向いて減免申請の手続きをした旨主張するが、処分庁によれば平成30年度納税通知書が納税義務者宛に発送されたのは同年7月12日であったというのであるから、同年1月24日に減免申請をすることはそもそも不可能である。

したがって、審査請求人が現実に減免申請を行った事実は認められない。

よって、平成30年度国民健康保険税の減免申請に対する不作為についての審査請

求は、審査請求の形式的要件を満たしていないこととなるから、却下されるべきである。

(2) 本件差押処分までに、本件滞納税は時効により消滅していたか否かについて

本件滞納税は地方税たる国民健康保険税であるから、地方税18条第1項により、その徴収権は法定納期限の翌日から起算して5年間行使されないことによって時効により消滅する。

そして、本件滞納税の法定納期限はそれぞれ別表「納期限」に記載したとおり、平成30年10月31日ないし平成31年2月28日の間であるから、本件差押処分の効力が生じた時点（令和3年7月5日）において、いずれも法定納期限の翌日から起算して5年を経過していなかったことは明らかである。

これに対し、審査請求人は国民健康保険法第110条第1項または健康保険法第193条により本件滞納税の消滅時効は2年であると主張するが、前者は国民健康保険法第76条の保険料について、後者は健康保険法第155条の保険料についての条文であって、いずれも地方税たる国民健康保険税に適用されるものではない。

よって、本件差押処分の時点で本件滞納税が時効により消滅していたとする審査請求人の主張には理由がない。

(3) 本件差押処分は憲法第11条、第12条、第13条、第14条、第25条または第29条に反するか

憲法第11条は、国民はすべての基本的人権の享有を妨げられないとしており、憲法第13条は、すべての国民が個人として尊重されるべきことを定めている。また、憲法第14条は、すべての国民が法の下で平等に扱われ差別されないことを、憲法第25条は生存権を、憲法第29条は財産権を、それぞれ人権として保障している。

しかしながら、他方で、憲法は第30条で国民の納税義務を定めるとともに、憲法第84条でいわゆる租税法律主義を規定しているから、国または自治体が、適法な手続により制定された法律ないし条例に定められた方法で国民に課税及び徴収を行いうることを当然の前提としている。

そうすると、本件差押処分のような差押えについては、その徴収の根拠とされた法律または条例が憲法に違反して無効である（憲法第98条参照）といった例外的な場合でない限り、憲法第11条、第13条、第14条、第25条ないし第29条への違反が生ずる（違憲となる）余地はないというべきである。

そして、前述のとおり本件差押処分は地方税法及び国税徴収法を根拠として行われているが、これらの法律ないしその一部が憲法に違反するといった事情は認められない。したがって、本件差押処分が憲法第11条、第13条、第14条、第25条ないし第29条に違反するとする審査請求人の主張には理由がない。

なお、憲法第12条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはなら

ないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」と規定しているが、名宛人が国民とされている訓示的な規定であるから、国または自治体の処分が憲法12条への抵触によって違憲となることは通常想定しがたい。

また、審査請求人は本件差押処分について公序良俗に違反しており民法第90条により無効であるとも主張するが、民法第90条は私人の行為の有効性についての条文であり、本件差押処分のような行政処分に適用されるものではないから、この主張にも理由がない。

(4) 本件差押処分は国税徴収法第76条または第77条に反するか

審査請求人の主張の要旨は、本件差押処分は、処分庁が実質的に国税徴収法第76条または第77条により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して行なったものであり、上記差押禁止の趣旨を没却する脱法的な差押処分であり違法であるというものと解される（前橋地方裁判所平成30年1月31日判決（判例時報438号39頁）参照）。

しかしながら、少なくとも本件差押処分に近接した時期である令和3年4月1日から同年7月5日までの期間、本件差押えにかかる口座に、国税徴収法第76条または第77条により差押え禁止とされている給料等またはその他の給付金等が振り込まれたという事実はない。

そうすると、処分庁が国税徴収法の規制を潜脱することを意図して本件差押処分を行ったと認めるべき事情はないから、審査請求人の主張はその前提を欠いていると言わざるを得ない。

(5) 審査請求人が主張する点のほか、本件差押処分が違法又は不当であるとする他の事情も見当たらない。

第6 調査審議の経過

令和5年	1月23日	諮問書の受領
令和5年	2月8日	第1回審議
令和5年	3月24日	第2回審議
令和5年	5月12日	第3回審議

第7 審査会の判断の理由

1 平成30年度国民健康保険税の減免申請に対する不作為について

行政庁の不作為についての審査請求（行政不服審査法第3条）は、処分に対して諾否の応答を求める法令上の権利（申請権）を有する者がその権利を行使し、申請権が行使されてから相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合にすることができる。したがって、法令に基づく申請権が審査請求人に認められており、審査

請求人がこれを行使したことが、審査請求の形式的要件である。

本件についてみるに、宝塚市国民健康保険税条例第12条により、平成30年度国民健康保険税について、審査請求人には減免申請の権利が認められていた。

しかしながら、宝塚市国民健康保険規則第33条第1項によれば国民健康保険税の減免を受けようとする者は所定の書面を市長宛に提出すべきものとされているところ、処分庁によれば審査請求人が平成30年度国民健康保険税についてそのような書面を提出した事実は確認できないとしている。また、審査請求人は平成30年1月24日に宝塚市役所に自ら出向いて減免申請の手続きをした旨主張するが、処分庁によれば平成30年度納税通知書が納税義務者宛に発送されたのは同年7月12日であったというのであるから、同年1月24日に減免申請をすることは不可能である。したがって、審査請求人が現実に減免申請を行った事実は認められない。

よって、平成30年度国民健康保険税の減免申請に対する不作為についての審査請求は、審査請求の形式的要件を満たしていないため、却下を免れない。

2 本件差押処分を取り消す法律上の利益について

(1) 行政不服審査法は、「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」と規定している(第2条)。

「行政庁の処分に不服がある者」とは、「当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがある者をいう」とされている(最高裁昭和53年3月14日判決)。

(2) ところで、本件差押処分は、審査請求人の国民健康保険税の滞納処分として国税徴収法に規定する滞納処分の例によって行われたものであるところ、同法第67条第1項及び第3項の規定によれば、徴税吏員が滞納処分として債権の差押えをして金銭を取り立てた場合には、取り立てた金銭は差押えと同時に滞納税に充てられたことになり、債権差押処分はその目的を達してその法的効果が消滅し、また、差押処分を理由に滞納者を不利益に扱う法令の規定も存在しない。よって、当該差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しないと解される。

(3) これを本件についてみると、処分庁は、令和3年7月5日に本件差押処分を行い、本件預金債権の36,150円のうち30,000円については差押えを解除し、残る6,150円については取り立てを完了している。それゆえ、30,000円については審査請求の対象となる差押処分は存在しなくなった。また、その余の6,150円についての本件差押処分は取り立てによりその目的を達して法的効果が消滅しており、取り消すべき処分は存在せず、これを取り消しても審査請求人の本件預金債権が回復されるものでもないため、審査請求人が本件差押処分の取消によって回復すべき法律上の利益は存在しない。

以上のことから、審査請求の対象となる処分が存在しない、又は審査請求の利益

を欠くことから、本件審査請求は不適法であり、却下を免れない。

第8 結論

以上のとおりであるから、平成30年度の国民健康保険税に係る減免申請に対する不作為及び令和3年7月6日付け差押処分についての本件審査請求は、却下するのが相当である。

第9 付言

本件の事実経過に照らして、処分庁の対応について今後改善を要すると思われる点があるので、以下に付言する。

第1に、審査請求人は、平成30年度市県民税の非課税対象者であったことから、本件国民健康保険税についても、宝塚市国民健康保険条例及び宝塚市国民健康保険規則の規定通りに申請を行っていれば減免の適用が認められた可能性があった。処分庁としては、対象となる市民が適切に減免制度を利用できるように、問い合わせがあった時等には丁寧な対応に努める必要がある。

第2に、本件差押処分の後、処分庁が、令和3年7月9日に審査請求人と納税相談を行った際に、預金残高36,150円のうち30,000円を差押解除し残る6,150円についてのみ取立てを行ったこと、そしてその後、令和3年9月7日付けで審査請求人に係る滞納処分の執行停止を行ったことに鑑み、処分庁には、事前の預貯金調査や本人への聞き取り等により、差押処分の必要性について慎重に検討することが求められる。

宝塚市行政不服審査会

会長 曾和 俊文
委員 岡本 英子
委員 宮地 重充

別紙

	未納額	延滞金	納期限	督促発送日
平成 30 年度第 4 期	8,900 円	1,800 円	平成 30 年 10 月 31 日	平成 30 年 12 月 14 日
平成 30 年度第 5 期	8,900 円	1,800 円	平成 30 年 11 月 30 日	平成 30 年 12 月 18 日
平成 30 年度第 6 期	8,900 円	1,700 円	平成 30 年 12 月 26 日	平成 31 年 1 月 16 日
平成 30 年度第 7 期	8,900 円	1,700 円	平成 31 年 1 月 31 日	平成 31 年 2 月 20 日
平成 30 年度第 8 期	4,400 円	1,600 円	平成 31 年 2 月 28 日	平成 31 年 3 月 19 日